

静岡県告示第80号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年2月17日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	鷹岡柚木線	富士市鷹岡本町 87番の28地先から	前	10.5~16.0	8.1
		富士市鷹岡本町 87番の25まで	後	10.5~11.7	8.1

=====

静岡県告示第81号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年2月17日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川浜岡線	御前崎市池新田字落合 5759番の5から	前	㊤ 7.5~12.5	345.5
				㊢ 16.0~17.0	268.5
		御前崎市池新田字西落合 5236番の2まで	後	㊢ 16.0~17.0	268.5
		御前崎市池新田字西落合 5231番の4から	前	㊣ 9.4~11.0	187.0
御前崎市池新田字西落合	㊤ 16.0~18.5	154.5			

		5262番の2まで	後	④ 16.0~18.5	154.5
--	--	-----------	---	----------------	-------

備考 ④、⑤、⑥及び⑦は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。